

熊本市げんき体操トレーナー養成事業 業務委託契約予定者選定基準

1 趣旨

本市では、高齢者自らの積極的な健康づくりや介護予防への取組を推進するため、地域ニーズに応じた活動の担い手となる「介護予防サポーター」を育成している。介護予防サポーターがそれぞれの地域において自主的に活動できるようスキルアップ等の支援を行うとともに、継続的に活動できる体制を整備することで、介護予防サポーター活動の活性化と自主的な地域活動の推進を図ることを目的とする。

2 審査方法

(1) 審査員を選任し、各技術案についてそれぞれ審査を行う。

(2) 各審査員は提出された各技術提案項目について、書類で審査を行う。

なお、審査する技術提案項目（提出書類）は以下のとおり。

- ① 業務の実施体制（様式第4号）
- ② 業務スケジュール（様式は自由）
- ③ 技術提案書（様式は自由）
- ④ 概算見積書（様式は自由）

(3) 審査方法は、3の評価項目について4の審査手順に従い、技術案採点表にて評価を行う。

3 審査項目

項目	採点基準	評価のポイント	配点
1.実施体制	【人員体制】 事業の進行管理が適切に行える人員体制を確保しているか。	事業実施に必要な人員体制確保の状況の評価。	10
	【業務スケジュール】 適正な事業計画（業務スケジュール）となっているか。	事業計画の実現可能性の評価。	10
2.提案内容	【技術内容】 事業の目的・趣旨を正しく理解しているか。	事業全体のカリキュラム・内容の適切さを評価。	20
	【講座内容】 受講者にとって、分かりやすく必要な情報が得られる内容となっているか。	講座内容が分かりやすく実践的な内容となっているかを評価。	20
	【げんき体操教室】 げんき体操教室が安全に開催され、効果的な内容となっているか。	受講者が地域の通いの場で体操教室を開催するにあたり、適切な指導・運営体制が確保されているかを評価。	20

3.加点	【事業効果を高める独自の提案】 効果を高める工夫やアイデアを提案している技術に加点する。	受講者の興味・意欲を引き出し、効果を高める工夫がされている点を評価。	20
4.見積額	【見積額の妥当性】 所要経費の見積額は適切か	事業の内容から見て妥当な積算となっているか。	数値化しない ※

※事業内容に対して、見積額が著しく過少である場合、採択しない。

4 審査手順

- (1) 技術提案書の提示金額（見積金額）が、熊本市げんき体操トレーナー養成事業プロポーザル実施要項で定めた提案上限額以内であることを確認し、超えている場合はその技術提案書を審査から除外する。
- (2) 審査項目について、下表に基づき評価得点を算出する。

評 価 点	配点	
	10点満点	20点満点
特に優れている	9～10	17～20
優れている	7～8	13～16
普通	5～6	9～12
やや劣る	3～4	5～8
特に劣る	0～2	0～4
加点	1～20	

5 契約予定者の選定

- (1) 各審査員の合計得点を総計し、得点が最も高い技術案（以下「最高得点技術案」という。）の技術提案者を契約予定者とする。
- (2) 最高得点技術案が複数ある場合は、その中から審査員会の議決により選定する。
- (3) 審査員の合計得点による平均が、60点未満の場合は選定しない。